

は じ め に

この交通安全実施計画は、大阪府域における陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱である「第11次大阪府交通安全計画」（令和3年度から令和7年度まで）に基づき、令和4年度において具体的に推進する施策を定めたものです。

第11次大阪府交通安全計画では、人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指し、人・交通機関・交通環境といった交通社会を構成する3つの要素に対する種々の安全対策を、府民の理解と協力の下で推進することにより、令和7年までに年間の交通事故死者数を87人以下とするとともに交通事故による重傷者数を2,160人以下に抑制するという目標数値を掲げています。

令和3年中の交通事故死者数は、前年を上回る140人に増加したほか、事故件数、負傷者数は減少したものの、依然として、約2万5千件近くの交通事故が発生している事実や、全国的に見て問題となっている高齢者や自転車に関連する交通事故など、誰もが「安全・安心・快適な大阪」を実感できるためには取り組むべき課題も山積しており、より一層、府民一人ひとりに対する交通ルールの遵守や正しい交通マナーの意識づけが重要となります。

こうした状況のなか、自転車事故の総抑制を図るために、大阪府においては、平成28年4月から「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を施行し、自転車利用者の責務や事業者等の役割を明らかにすることにより、自転車の安全で適正な利用による、交通事故の防止及び被害者の保護を図ることとしています。大阪府交通安全実施計画においても、このような取り組み等を反映させつつ、関係機関・団体が相互の連携を緊密にして、総合的かつ効果的な交通安全対策の推進を強化し、交通事故のない大阪のまちを目指します。

なお、次年度の計画が策定されるまでの間は、本計画に基づいて事業を進めることとします。